

日本軍「慰安婦」問題を どう考えるか

講演要旨

吉見義明 先生

2014年11月24日

◎日本軍「慰安婦」制度とは

日本軍「慰安婦」問題はいろいろな側面を持つ問題です。被害者の名誉と尊厳をどのように回復するのかという問題がまずあります。もう一つは、戦時の性暴力をどのようになくすのかです。そして、歴史認識の問題があると思います。日本が行った戦争と植民地支配の責任をどのように考え、どのように克服していくのかということです。

さらに、「慰安婦」制度は性奴隷制だと国際的には認識されていますが、現代奴隷制をどのように考えるのかという問題があります。最後に、東アジアで相互に心から信頼できるような関係はどうか、れば出来るのかという問題ともかかわっています。

今、日本以外の世界で「慰安婦」制度は、性奴隷制であるという考えがほぼ定着しています。

そこで、性奴隷制を考えてみたいと思います。性奴隷制というのは、性の自己決定権のない状態に人を置き、その人に他人の性の相

手を強制する制度のことです。

「慰安婦」制度の下で、女性たちは略取、誘拐、または人身売買等により軍慰安所で拘束され、モノとして扱われ、自由を奪われ、無権利状態に置かれていたのです。

「慰安婦」制度は軍が作り、軍が統制・管理しています。民間の業者が使われる場合もそれは軍の手足として使われたに過ぎないことは、日本軍や日本政府が作った公文書等により、ほぼ完璧に証明できるようになっています。いくつか挙げてみたいと思います。

①1938年6月27日、北支那方面軍参謀長であった岡部直三郎中将は、指揮下の各部隊に、なるべく速やかに性的慰安の設備を整えよという指示を出しています。北支那方面軍というのは非常に大きな部隊で、中国北部の占領地帯の全体を管轄する部隊です。岡部参謀長は、日本軍人による強姦事件が中国北部のあちこちで頻発していることを認めています。そして、このような状態が続くと占領地支配が危うくなるので、それを防ぐために、なるべく速やかに慰

安所をつくれと命令しているので。この事実が示すように、軍慰安所というのは業者が勝手に出かけていって、つくることが出来るものではなく、軍の命令によりつくられていることがはっきりしています。

②1939年4月15日に第21軍司令部の松村桓軍医部長は、陸軍省に帰って来て、次のような報告をしています。

「性病予防等のため、兵1000人につき1名の割合で慰安隊を輸入す。1400〜1600名。治療は博愛病院にて行い、その費用は楼主これを負担す。検閲は週2回。」
第21軍というのは中国の南部、広東省に駐屯していた部隊で、その兵力は約15万人前後の大きな部隊です。ここで注目されるのは、性病予防のために慰安所をつくるというにあることと、もう一つは、兵隊1000人につき1名という基準を陸軍がはっきり持っていたということです。

③1942年9月3日に倉本敬次郎陸軍省恩賞課長は、陸軍省の課長たちの会合で「将校以下の